鹿児島県公報

令和2年10月13日(火)第149号の2



行 鹿 発 〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 集総務部学事法制課 定例発行日 (每週火,金)

次 目

(※については例規集登載事項)

(青少年男女共同参画課取扱い) 1

(森づくり推進課取扱い) 2

(水産振興課取扱い) 2

(道路維持課取扱い) 2

(監理課取扱い) 2

ページ

告 示

- ○有害な図書等の指定
- ○保安林の指定予定
- ○小型機船底びき網漁業の許可申請期間の決定
- ○公共測量の実施
- ○道路の区域の変更
- ○都市計画下水道の変更に係る図書の写しの縦覧
- (都市計画課取扱い) 3 ○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定 (姶良・伊佐地域振興局取扱い) 3
- ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉
- サービスの事業の廃止 (姶良・伊佐地域振興局取扱い) 3
- ○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定 (大隅地域振興局取扱い) 3
- ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉 サービス事業者の指定 (大隅地域振興局取扱い) 4
- ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉 (大島支庁取扱い) 4 サービスの事業の廃止

告 公

○落札者等の公告

(消防学校取扱い) 4

○競争入札の参加者の資格に関する公告

(県立病院課取扱い) 5

○一般競争入札公告

(県民健康プラザ鹿屋医療センター取扱い) 6

選挙管理委員会告示

○政治団体の名称等の公表

(選挙管理委員会取扱い) 9

公安委員会告示

○游技機の型式の検定の告示

(生活安全企画課取扱い) 11

告

鹿児島県告示第883号

鹿児島県青少年保護育成条例(昭和36年鹿児島県条例第65号)第9条第2項の規定により、 有害な図書等として次のとおり指定した。

令和2年10月13日

鹿児島県知事 塩田康一

指定番号	指定年月 日	指 定 種 別	書	名		発 行 所	指定箇所	指定理由
25368	令和2年	雑 誌	Daria			フロンティ	全 部	著しく青
	10月6日		10月号		05839-10	アワークス		少年の性的
25369			無敵恋愛エスガール			ぶんか社		感情を刺激
			10月号		08577-10			し, その健
25370			臨時増刊ラヴァーズ			大洋図書		全な育成を
			Vol. 15		68543-32			阻害するお

それがある。

鹿児島県告示第884号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により,次のとおり保安林として 指定する予定である。

令和2年10月13日

鹿児島県知事 塩田康一

1 保安林予定森林の所在場所

南さつま市大浦町字タケノ後平上17575番1,17575番4,字タケノ後平17623番3

2 指定の目的 水源の涵養

- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村 森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び南さつま市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第885号

鹿児島県漁業調整規則(昭和39年鹿児島県規則第98号)第8条第2項の規定により、小型機 船底びき網漁業の許可の申請の期間を次のとおり定めた。

令和2年10月13日

鹿児島県知事 塩田康一

1 許可の申請を要する者

宮崎県と鹿児島県の境界線と、肝属郡肝付町と同郡南大隅町の境界点から真方位150度の沖合線とによって囲まれた鹿児島県海域で、手繰第2種漁業を営もうとする者

2 許可の申請の期間

令和2年10月13日から同月23日まで

鹿児島県告示第886号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、 国土交通省九州地方整備局大隅河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知 があった。

令和 2 年10月13日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 作業の種類 公共測量(基準点測量及び水準測量)
- 2 作業の期間 令和2年10月5日から令和3年2月26日まで
- 3 作業の地域 垂水市牛根境地内及び霧島市福山町福山地内

鹿児島県告示第887号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により,次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和2年10月13日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課に おいて一般の縦覧に供する。

令和2年10月13日

鹿児島県知事 塩田康一

道路 の 種類	路	線	名	変	更	の	区	間	変更 前後 の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	西之表南種子			西之表市現和字中原5119番			前	7.1~22.1	262. 8		
	線 21地先から同市現和字提ガ			字提ガ	後	12.6~23.3	262. 1				
				中原52	05番	2 地	先ま	で			

鹿児島県告示第888号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により南さつま市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和2年10月13日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 都市計画の種類及び名称
 - (1) 種類 加世田都市計画下水道
 - (2) 名称 南さつま市公共下水道
- 関係図書の縦覧場所 鹿児島県土木部都市計画課

始良·伊佐地域振興局告示第30号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定 障害児通所支援事業者として指定した。

令和2年10月13日

始良·伊佐地域振興局長 中野功久

事	業 所		申 請 者		│ - 指定年月	障害児通
名 称	=c + 14.	h th	主たる事務所の	代表者の氏		所支援の
	所 在 地	名 称	所在地	名	日	種類
ビジョンサポー	姶良市加治木町	株式会社プラス	姶良市東餅田	内田 順子	令和2年	児童発達
トはなまる	木田3979番1-	アルファ	3840番地13		9月1日	支援,放
	1 F					課後等デ
						イサービ
						ス

始良·伊佐地域振興局告示第31号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

令和 2 年10月13日

姶良·伊佐地域振興局長 中野功久

事	業 所	指定障		障害福祉		
名 称	= + uh	to the	主たる事務所の	代表者の氏	廃止年月	サービス
	所 在 地	名 称	所在地	名	日	の種類
ワークプラザひ	伊佐市大口曽木	社会福祉法人ひ	伊佐市大口曽木	冨永あつ子	令和2年	自立訓練
まわりの家 885番地		まわり福祉会	885番地		9月1日	(生活訓
						練)

大隅地域振興局告示第24号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の規定により,次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

令和2年9月13日

大隅地域振	興局長	松薗英昭

事業	業 所			化少年日	障害児通	
名 称	=r + 11b	h th	主たる事務所の	代表者の氏	指定年月	所支援の
	所 在 地	名 称	所在地	名		種類
放課後等デイサ	鹿屋市野里町	株式会社スター	鹿屋市野里町	岩元美由記	令和2年	放課後等
ービスがじゅま	4917番地 3	シップ	4917番地 3		10月1日	デイサー
るの家						ビス

大隅地域振興局告示第25号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第 29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

令和2年9月13日

大隅地域振興局長 松蘭英昭

	事業所				指定年月	障害福祉		
	h	The	ᇙᄼᅔᄱ	to the	主たる事務所の	代表者の氏		サービス
	名 称	が小	所 在 地	名 称	所在地	名	田	の種類
3	グリーン	ピース	鹿屋市笠之原町	株式会社ジャパ	鹿屋市西原一丁	土橋 哲人	令和2年	就労継続
			2653 - 1	ンピース	目35番32号		10月1日	支援B型

大島支庁告示第9号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第 46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービス の事業の廃止の届出があった。

令和2年10月13日

大島支庁長 田中完

事業	業 所	指定障:	害福祉サービス事業	養者	*	障害福祉
tz #h-	=C + 11h	名称	主たる事務所の	代表者の氏	廃止年月	サービス
名称	所 在 地	名	所在地	名	日	の種類
奄美市社協笠利	奄美市笠利町万	社会福祉法人奄	奄美市名瀬長浜	福山 敏裕	令和2年	居宅介護
ゆうあい事業所	屋1255番地1	美市社会福祉協	町5番6号		9月30日	・重度訪
		議会				問介護
奄美市社協住用	奄美市住用町西	社会福祉法人奄	奄美市名瀬長浜	福山 敏裕	令和2年	居宅介護
ゆうあい事業所	仲間65	美市社会福祉協	町5番6号		9月30日	・重度訪
		議会				問介護・
						同行援護

告 公

落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和 2 年10月13日

鹿児島県消防学校長 仙場裕也

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 水槽付消防ポンプ自動車(水I-B型) 1台
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 鹿児島県消防学校総務課
 - 日置市東市来町長里1020番地1
- 3 落札者を決定した日 令和2年8月25日

- 4 落札者の氏名及び住所 鹿児島森田ポンプ株式会社 鹿児島市松原町12番32号
- 5 落札金額 57,860,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続
 - 一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日

令和2年7月14日

競争入札の参加者の資格に関する公告

令和2年度において、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成7年政令第372号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、当該調達契 約に係る一般競争入札(以下「入札」という。)に参加する者に必要な資格等について、次の とおり公告する。

令和2年10月13日

鹿児島県県立病院事業管理者 福元俊孝

- 1 調達をする物品等の種類
 - (1) 種類

物品 (医療機器類) の購入

(2) 名称

心臟血管撮影装置 一式

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- (1) 物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱(昭和52年鹿児島県告示第166号。以下「資格審査要綱」という。)第3条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
- (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第2条第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 医薬品,医療機器等の品質,有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第39条第1項の規定による高度管理医療機器等の販売業の許可を入札書の提出期限の時点で受けた者であること。
- 3 入札参加資格審査の申請の方法, 時期等

入札に参加しようとする者で2の(1)に該当しないものは,次に掲げるところにより,資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け,入札参加資格を得なければならない。

(1) 申請の方法

資格審査要綱第2条第2項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年 法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により提出するものとする。

(2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

電話番号 099-286-3826

ファックス番号 099-286-5643

(3) 申請書類の受付期間

令和 2 年10月13日から同月26日までのそれぞれの日(県の休日を除く。)の午前 8 時30 から午後 5 時までとする。

なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

(4) 入札参加資格審査を受けることができない者

次のア又はイに該当する者は、入札参加資格審査を受けることができない。

ア 資格審査要綱第2条第1項各号のいずれかに該当する者

- イ 医薬品, 医療機器等の品質, 有効性及び安全性の確保等に関する法律第39条第1項の 規定による高度管理医療機器等の販売業の許可を受けていない者
- (5) 入札参加資格審査結果の通知

入札参加資格審査結果の通知書を郵便により送付する。

(6) 申請書類の作成において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨とする。

4 入札参加資格の有効期間

入札参加資格を取得した日から令和4年9月30日までとする。

5 入札の公示の方法

入札を行う場合は、鹿児島県公報により公告する。

一般競争入札公告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、物品等の購入について、 次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を行う。

令和2年10月13日

県民健康プラザ鹿屋医療センター院長 原口優清

- 1 入札に付する事項
 - (1) 購入をする物品等の名称及び数量 心臟血管撮影装置 一式
 - (2) 購入をする物品等の特質等 入札説明書による。
 - (3) 納入期限 入札説明書による。
 - (4) 納入場所 入札説明書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- (1) 物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱(昭和52年鹿児島県告示第166号。以下 「資格審査要綱」という。)第3条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定され た者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
- (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第2条第1項各号のいずれにも該当しない者で あること。
- (3) 医薬品, 医療機器等の品質, 有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第 145号) 第39条第1項の規定による高度管理医療機器等の販売業の許可を入札書の提出期 限の時点で受けた者であること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請の方法、時期、場所等 入札に参加しようとする者で2の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格 審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。
 - (1) 申請の方法

資格審査要綱第2条第2項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類 を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年 法律第99号) 第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特 定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「信書便」という。)により提 出するものとする。

(2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先 鹿児島県出納局管財課調達係 鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

電話番号 099-286-3826

ファックス番号 099-286-5643

(3) 申請書類の受付期間

令和2年10月13日から同月26日までのそれぞれの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時までとする。

なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

- 4 入札の方法等
 - (1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の提出場所

県民健康プラザ鹿屋医療センター経営課

鹿屋市札元一丁目8番8号 郵便番号 893-0013

(3) 入札書の提出方法

(2)の提出場所に持参し、又は郵便若しくは信書便により送付すること(郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。)。

(4) 入札書の提出期限

令和2年11月26日午後5時(郵便又は信書便により送付する場合は、同期限までに必着のこと。)

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和2年11月27日午前11時

イ 場所 県民健康プラザ鹿屋医療センター講堂(2階)

(6) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は,入札説明書 による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限

(2)及び(4)に同じ。

5 契約条項を示す場所及び期限

4の(2)及び(4)に同じ。

6 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

- 7 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を,入札説明書に定める方法により,入札書の提出期限までに納付すること。ただし,次のア又はイのいずれかに該当するときは,入札保証金の納付が免除される。

なお,入札保証金は,入札終了後還付する。ただし,落札者には,契約締結後還付する。

- ア 入札に参加しようとする者が,入札保証金以上の金額につき,保険会社との間に県を 被保険者とする入札保証保険契約を締結し,当該入札保証保険契約に係る保険証券を提 出したとき。
- イ 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国(独立行政法人を含む。)又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき(その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)。
- (2) 契約保証金

契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を、入札説明書に 定める方法により納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契 約保証金の納付が免除される。

なお, 契約保証金は, 契約履行後還付する。

- ア 契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とす る契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 契約の相手方が、過去2箇年の間に国(独立行政法人を含む。)又は地方公共団体と この契約に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上 にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したと き(その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)。
- 8 入札の無効

次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 2以上の入札書(代理人として提出する入札書を含む。)による入札
- (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (4) 入札要件の判明できない入札書,入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又 は入札者の押印のない入札書による入札
- (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入
- (6) 民法(明治29年法律第89号) 第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認 めた場合の入札
- (7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
- (8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札
- 9 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをし たものを落札者とする。

10 最低制限価格

設定しない。

11 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しな ければならない。

12 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

県民健康プラザ鹿屋医療センター経営課

鹿屋市札元一丁目8番8号 郵便番号 893-0013

電話番号 0994-42-5101

ファックス番号 0994-42-7250

13 その他

この調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

- 14 SUMMARY
 - (1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS TO BE PURCHASED:

Angiography System: 1Set

(2) DELIVERY PERIOD:

As specified in the tender explanation form

(3) DELIVERY PLACE:

Kagoshima Prefectural Kanoya Medical Center

(4) TIME LIMIT FOR TENDER:

5:00 p.m. 26 November 2020

(5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:

Management Division

Kagoshima Prefectural Kanoya Medical Center

1-8-8 Fudamoto, Kanoya City, Kagoshima Prefecture 893-0013 Japan

TEL 0994-42-5101

FAX 0994 - 42 - 7250

選挙管理委員会告示

鹿児島県選挙管理委員会告示第52号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による 設立の届出があった政治団体、法第7条第1項の規定による異動の届出があった政治団体、法 第17条第1項の規定による解散の届出があった政治団体、法第19条第2項の規定による資金管 理団体の指定の届出があった政治団体及び同条第3項の規定による資金管理団体の異動、指定 の取消しの届出があった政治団体又は資金管理団体でなくなった旨の届出があった政治団体の 名称等は、次のとおりである。

令和 2 年10月13日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成

- 1 設立の届出があった政治団体
 - (1) 政党の支部

法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の	代表者	in の	会計責	責任	主たる事務所の所在地	公職の種類	届 出
名 称	氏	名	者の日	6名	土たる事務別の別任地	(第一号)	年月日
立憲民主党鹿	川内	博	福松	節	鹿児島市下荒田一丁目6	衆議院議員	令和2年
児島県第1区	史		生		-23 - 2 F		9月28日
総支部							
立憲民主党鹿	野間	健	岩下	晃	薩摩川内市御陵下町27-	衆議院議員	令和2年
児島県第3区			治		23		9月28日
総支部							

- (2) その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)
 - ア 法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

				公職の候補	
政治団体の	代表者の	会計責任		者の氏名及	届 出
			主たる事務所の所在地	び公職の種	
名 称	氏 名	名 者の氏名		類	年月日
				(第二号)	
野呂正和後援	神田 嘉	小杉 容	霧島市隼人町内山田3-	野呂 正和,	令和2年
会	延	健	2 - 41	衆議院議員	9月15日

イ 国会議員関係政治団体以外の政治団体

 政治団体の名称	代表者の氏名	会計責	任者の	 主たる事務所の所在地	届 出
政伯団体の石が	八双石の八石	氏	名	土にる事務別の別任地	年月日
貴島和則後援会	貴島 和良	貴島	和良	薩摩川内市水引町6990	令和2年
					9月1日
帝神愛後援会	永井 豪	永井	豪	薩摩川内市平佐一丁目	令和2年
				13番地101	9月15日
松永のりよし後援	上ノ町 仁	下船	昭美	鹿児島市荒田一丁目16	令和2年
会				番18号	9月30日
松永のりよし後援	松永 範芳	下船	昭美	鹿児島市荒田一丁目16	令和2年
会範友会				番18号	9月30日
山中真由美後援会	北野 まきよ	山中	明彦	薩摩川内市東向田町12	令和2年
				-1華ビル3F	9月16日
令和改新	永井 豪	永井	豪	薩摩川内市平佐一丁目	令和2年
				13番地101	9月15日

2 異動の届出があった政治団体

(1) 政党の支部

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者		異動事項	新	旧	異 勇年月日	功 ∃
自由民主党西之表	松里	保廣	会計責任者	竹下 秀樹	石村 康信	令和2年	F
支部			の氏名			9月4日	Ξ

(2) その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	異動事項	新	IΒ	異 動 年 月 日
鹿児島みらいネッ	松坂 光久	主たる事務	鹿児島市西坂	日置市吹上町	令和2年
1		所の所在地	元町45-2	中原2665	9月23日
		代表者の氏	松坂 光久	柘植 和子	
		名			
		会計責任者	上野 宏美	松坂 光久	
		の氏名			
原発ゼロ・九条実	横山 富美	主たる事務	鹿児島市下田	鹿児島市荒田	令和2年
現をめざす1万人	子	所の所在地	町292-1	一丁目62番6	8月1日
の会				号	
塩田康一後援会	塩田 康一	主たる事務	鹿児島市草牟	鹿児島市武二	令和2年
		所の所在地	田町10番地2	丁目31番6号	9月28日
				Aクロス武	
				101号	
		会計責任者	塩田 深雪	稲村 恵美	
		の氏名			
曽於医師連盟	手塚 善久	代表者の氏	手塚 善久	肝付 兼達	令和2年
		名			6月12日
横山ふみ子医師後	向原 祥隆	主たる事務	鹿児島市下田	鹿児島市荒田	令和2年
援会		所の所在地	町292-1	一丁目62番6	8月1日
				号	

3 解散の届出があった政治団体

政党の支部

(1) 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	解散年月日
国民民主党鹿児島県第	薩摩川内市御陵下町27	野間 健	令和2年9月11日
3 区総支部	-23		
立憲民主党鹿児島県第	鹿児島市下荒田一丁目	川内 博史	令和2年9月14日
1 区総支部	6-23-2 F		
立憲民主党鹿児島県連	鹿児島市下荒田一丁目	川内 博史	令和2年9月14日
合	6-23-2 F		

(2) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	解散年月日
国民民主党鹿児島県総	鹿児島市荒田一丁目4	藤田 太一	令和2年9月11日
支部連合会	-14丸田ビル2F		
国民民主党鹿児島県第	鹿児島市荒田一丁目4	伊地知 紘徳	令和2年9月11日
1 区総支部	-14丸田ビル2F		
国民民主党鹿児島県第	指宿市大牟礼2-17-	藤田 太一	令和2年9月11日
2 区総支部	12		
国民民主党鹿児島県第	鹿児島市荒田一丁目4	藤田 太一	令和2年9月11日

4 区総支部

-14丸田ビル2F

4 資金管理団体の指定の届出があった政治団体

届出をした者	(4)主 孝の氏々	小陸の種類	資金管理団体	主たる事務所の	指 定
の氏名	代表者の氏名	が戦り種類	の名称	所 在 地	年月日
松永 範芳	松永 範芳	鹿児島市長	松永のりよし	鹿児島市荒田一	令和2年
			後援会範友会	丁目16番18号	9月30日

5 資金管理団体の異動の届出があった政治団体

届出をした	た者	資金管理団体	異動事項	新	田	異 動
の氏	名	の名称	英勤爭伐	17/1	IH	年 月 日
塩田 康-	_	塩田康一後援	主たる事	鹿児島市草牟田	鹿児島市武二丁	令和2年
		会	務所の所	町10番地2	目31番6号Aク	9月28日
			在地		ロス武101号	

6 資金管理団体の指定の取消し又は資金管理団体でなくなった旨の届出があった政治団体 法第19条第3項第2号による届出があった政治団体

足出なした老の氏々	資金管理団体の名称	資金管理団体でな
個田をした有の氏名	東 宝 匡 垤 凹 悴 切 右 桝	くなった年月日
下山 直哉	下山なおや後援会	令和2年8月26日

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第105号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は,遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和60年国家公安委員会規則第4号)第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

令和2年10月13日

鹿児島県公安委員会委員長 増田吉彦

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	PキレパンダN1E	株式会社高尾	0P0807
ぱちんこ遊技機	Pパイレーツオブダイナマイトキ	株式会社ディ・ライト	0P0870
	ングAG-JJJS		
回胴式遊技機	SLucky海物語KH	株式会社三洋物産	0S0887